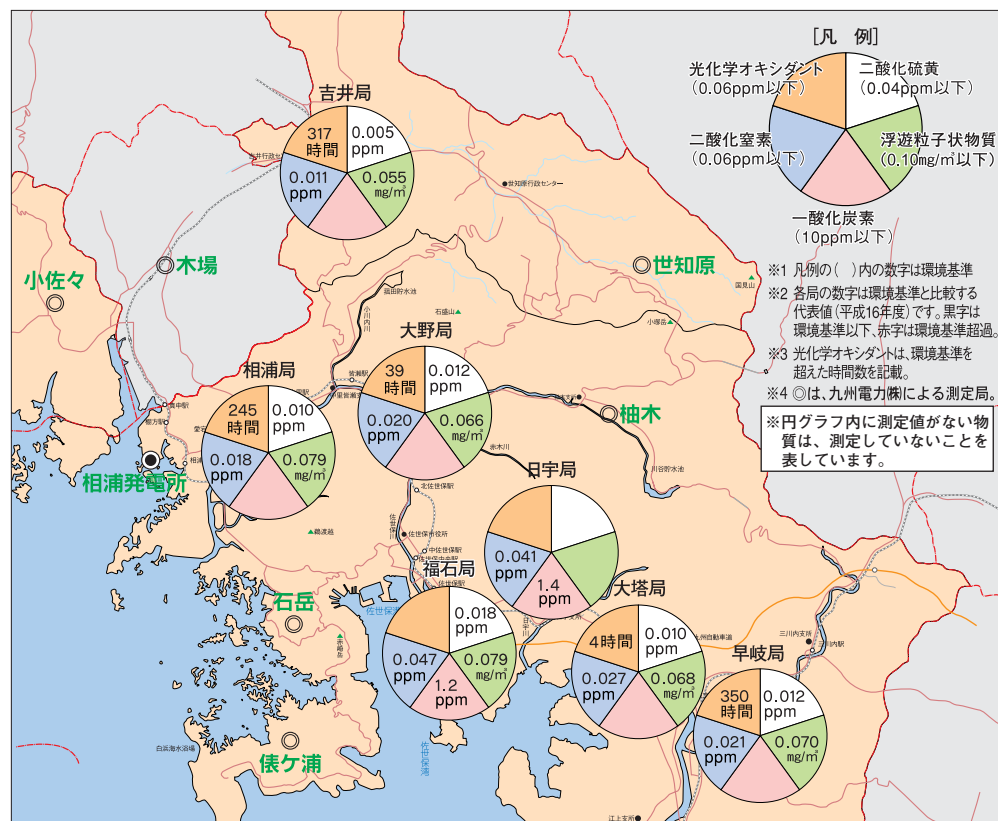


【図1】佐世保の大気汚染状況（平成16年度）



# 特集1 佐世保の環境

本市は、平成の大合併により市域が拡大し、市の総面積のうち約5割が森林になるなど、さらに自然環境に恵まれたまちになりました。

かけがえのない財産である自然を守り、次世代へと引き継ぐためには、6月の環境月間だけでなく、日ごろから環境に目を向けることが大切です。

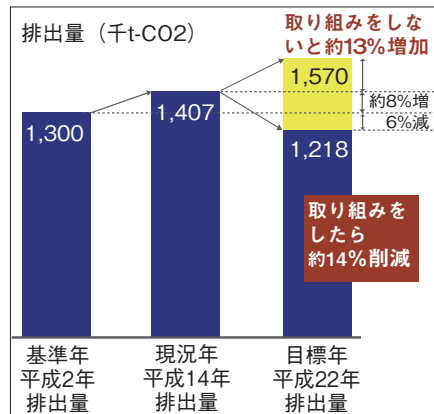
そこで、今回の特集では、本市が発行している「環境白書」などから、人の生命に欠かせない「大気と水質」の環境状況、わたしたちにできる環境保全の取り組みなどをお知らせします。

【表1】環境基準が定められている主な大気汚染物質

物質名	人や環境に及ぼす影響
二酸化硫黄	四日市ぜんそくなど公害病や酸性雨の原因物質の一つ
浮遊粒子状物質	大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす
一酸化炭素	血液中の酸素を運搬する機能を阻害し、地球温暖化の原因物質の一つ
二酸化窒素	呼吸器に影響を及ぼし、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質の一つ
光化学オキシダント	粘膜への刺激、呼吸器への影響や農作物などへの影響がある

国立環境研究所「環境GISホームページ」より引用

【表2】本市における温室効果ガス排出量削減イメージ



成二年と十四年で比較すると約8%も増加しています（表2）。今後、何も対策を実施しなければ、同二十二年には、さらに約13%増加することが予想されています。

もし、このまま地球温暖化が進むと、地球の平均気温は百年後に約六・四度上昇し、佐世保は現在の奄美大島と同じ亜熱帯気候となることが予想されています。そうすると、台風が増加し、津波の影響があるほか、海水面が上昇し砂浜が失われるなど、佐世保の豊かな自然環境はほとんど失われてしまうことでしょう。

実際、本市の測定結果でも、気温は四十年前より約一度上昇しており、桜の開花時期が早まったり、カエデの紅葉が遅れたりしています。

本市での温室効果ガスの排出状況は、約五割が家庭生活等によるもので、特に電気消費による排出量が最も多くなっています。また、自動車等も約二

割を占めています。

本市では、地球温暖化防止について、市民の皆さんに理解して取り組んでいただくため、昨年四月に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、さまざまな取り組みへの協力を呼びかけています。

地球温暖化防止対策を効果的に進めていくためには、まず、わたしたち一人一人が省エネルギーを心掛けることが大切です。家庭でできる取り組みを実践し、地球に優しい暮らしを目指しましょう。

【地球温暖化防止への取り組み事例】

使用しない家電はコンセントを抜き、待機電力の消費を削減する▼家電のフィルターはこまめに掃除する▼カーテンなどを利用し冷暖房効果を高める▼自動車のタイヤの空気圧を適正にする▼自動車の不必要なアイドリングを止めるなど

### 佐世保の大気汚染状況

本市の平成十六年度の大気汚染状況を環境基準と比較（図1）した場合、市内の大気の状態は、おおむね基準を満たし良好で、同十七年度も基準を満たしています。酸性雨の被害報告もありません。

### 地球温暖化対策に取り組もう

戦後の石油・石炭など化石燃料の大量消費は、経済的に豊かで便利な生活をもたらしましたが、一方では、大気中に二酸化炭素を大量に排出し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の濃度を上昇させてしまいました。

温室効果ガスの濃度が上昇すること、地表から宇宙へ熱を逃がしにくくなり、気温が必要以上に上がる「地球温暖化」現象を引き起こしています。

平成九年、地球温暖化は世界的な問題であることから、世界の主要国が集まり、地球温暖化防止への取り組みを「京都議定書」に定めました。この議定書の中で日本には、温室効果ガスの排出量を同二十四年までに6%削減（同二年基準）する目標（表2）が設定されました。

本市の温室効果ガスの排出量を、平

### 大気汚染の測定・情報発信

自動車や工場の煙突などからの排出ガスに含まれる二酸化硫黄や浮遊粒子状物質、窒素酸化物などは、空気を汚し、酸性雨等の原因にもなるため、国が環境基準（注1）を定め、各自治体に監視を義務付けています。

本市では、表1にある大気汚染物質（二酸化炭素を除く）を一般環境大気測定局五カ所（早岐、大野、相浦、大塔、吉井）で、自動車から排出される一酸化炭素などを日宇、福石測定局で常時監視しています。このほか九州電力が市内五カ所（石岳、俵ヶ浦、柚木、世知原、小佐々）と佐々町木場に設置している大気環境監視局からも二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの観測情報を収集しています。各測定局からのデータは、市環境センター（稲荷町）にある大気環境常時監視テレメータシステム（遠隔自動データ収集装置で集約し、市環境情報ホームページで毎時お知らせしています）。

あつていません。

しかし、十七年度測定値を環境基準の長期的評価方法で評価した場合、福石・相浦測定局で、浮遊粒子状物質の基準値を超えた日数が、年間三日ありました。光化学オキシダントでは、基準値を超える日数が、五測定局平均で年間約三十八日あり、ことしは六月までに三度も注意報が発令されました。

これらの結果は、各物質が気象の影響を受けやすく、春季に観測される黄砂の発生や、オゾン層の低下などが、主な原因と考えられています。

## 佐世保の大気環境

注1 環境基準：環境基本法で定められた基準。人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、その基準値以下が望ましい。